

【参考となる状況別の資料】

(イメージ案)

◆内容については今後検討◆

居 住 環 境

○ 適用の範囲

本資料は、屋内の居住環境におけるラドン^{※1}について適用する。

※1 ここでいうラドンとは、Rn-222及びRn-220を示す。

○ ガイドラインの具体的適用

これ以下では介入が正当化されないレベル ^{※2} として	10	mSv/年
線量低減を具体的に考えるための対策レベルとして	3	mSv/年
介入が免除されるレベルとして	1	mSv/年

※2 ここでいうレベルとは、それを超える被ばくの発生を許容することは不相当と判断し、それ以下のレベルで最適化を行っていくべき線量レベルを示す。

○ 解説

1) 線量低減を具体的に考えるための対策レベル

「屋内ラドンの規制に対する日本保健物理学会の提言」日本保健物理学会(2005年11月)(http://wwwsoc.nii.ac.jp/jhps/j/groups/adhoc_radon/adhoc_radon.html)では、屋内ラドンの規制に関して、当時の知見を整理し、総合的な判断として以下を提言している。

【屋内ラドン規制に対する提言】

屋内ラドン規制対応委員会は、日本保健物理学会理事会の下に組織された直属の臨時委員会であり、平成16年4月より17年6月まで屋内対策レベルの調査と検討を行い、ここに国の規制当局へ提言を行う。

「提言」

(1) ICRPは屋内ラドンに対する対策レベルとして200~600Bq m^{-3} を提示している。欧州では既存家屋については400Bq m^{-3} を、新築家屋については200Bq m^{-3} を採用している国が多い。北米ではカナダは800Bq m^{-3} 、アメリカは150Bq m^{-3} を採用している。わが国でも、法的規制は受けない勧告値の対策レベルとして200Bq m^{-3} を採用すべきである。ただし、疫学研究の最近の進展を考慮して、この値が変更される可能性も残しておく必要がある。

(2) 対策レベルを導入した場合に生じる可能性のある諸問題について、あらかじめ対策を考えておく必要がある。特に、屋内ラドンのリスクに対する理解不足から生じる健康不

安やラドン低減策に関わる費用負担や資産価値の変動などの経済的な側面である。

この提言は、現在の新しい知見と国際的な動向を考慮に入れても、いまなお有効である。したがって、ここでは「法的規制は受けない勧告値の対策レベル」を「介入を免除できるレベル」と読み替え、Rn-222 濃度の「200 Bq m⁻³」を「3mSv」相当と読み替えて使用する。

2) 線量と屋内ラドン濃度の変換

・ ..

(→ 一般論は「参考となる技術的な資料」で解説。
それを引用する形で、屋内ラドンに特化した解説をする。)

3) 屋内ラドン濃度の調査方法

・ ..

(→ 一般論は「参考となる技術的な資料」で解説。
それを引用する形で、屋内ラドンに特化した解説をする。)

4) 介入を発動するための判断の手続き

・ ..

(→ 一般論は「参考となる技術的な資料」で解説。
それを引用する形で、屋内ラドンに特化した解説をする。)

5) ...

以上